

各 位

(一社)日造協埼玉県支部
支部長 森川 昌紀

令和5年度 街路樹剪定士研修会・認定試験の開催について（通知）

日ごろ、当支部の事業推進にご理解・ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記研修会・認定試験を別添要領のとおり実施しますのでお知らせします。受講希望の方は、受講・受験料を指定の口座に振込の上、別紙申込書で(一社)日造協 埼玉県支部 事務局あてに10月31日(火)までに郵送でお申込みください。なお、受講が確定された方には、振込確認の後、受講票等詳細資料をご送付します。

また、当研修会は造園 CPD 対象プログラムですので、CPD 会員は12桁のCPD 番号をご記入ください。

※受講・受験料について、テキスト代等の値上がり、インボイス制度への対応を考慮し改定しましたのでご注意ください。

※申込者多数の場合は、会員企業(日本造園建設業協会、埼玉県造園業協会)又は県内に所在する会社に属する者を優先させていただきます。

※2018・2019 年度の一方のみ合格者は、その合格の有効期限をそれぞれ 2023・2024 年度末まで延長しますので、この機会にご受講ください。

※5 年ごとの資格更新漏れの方は、更新研修を受講いただくことで街路樹剪定士資格を取得することができます。

＜お問い合わせ＞

(一社)日本造園建設業協会 埼玉県支部 森・小池

適格請求書発行事業者登録番号：T6010005018741

電 話：048-864-6921

FAX：048-861-9641

令和5年度 街路樹剪定士研修会・認定試験募集要領

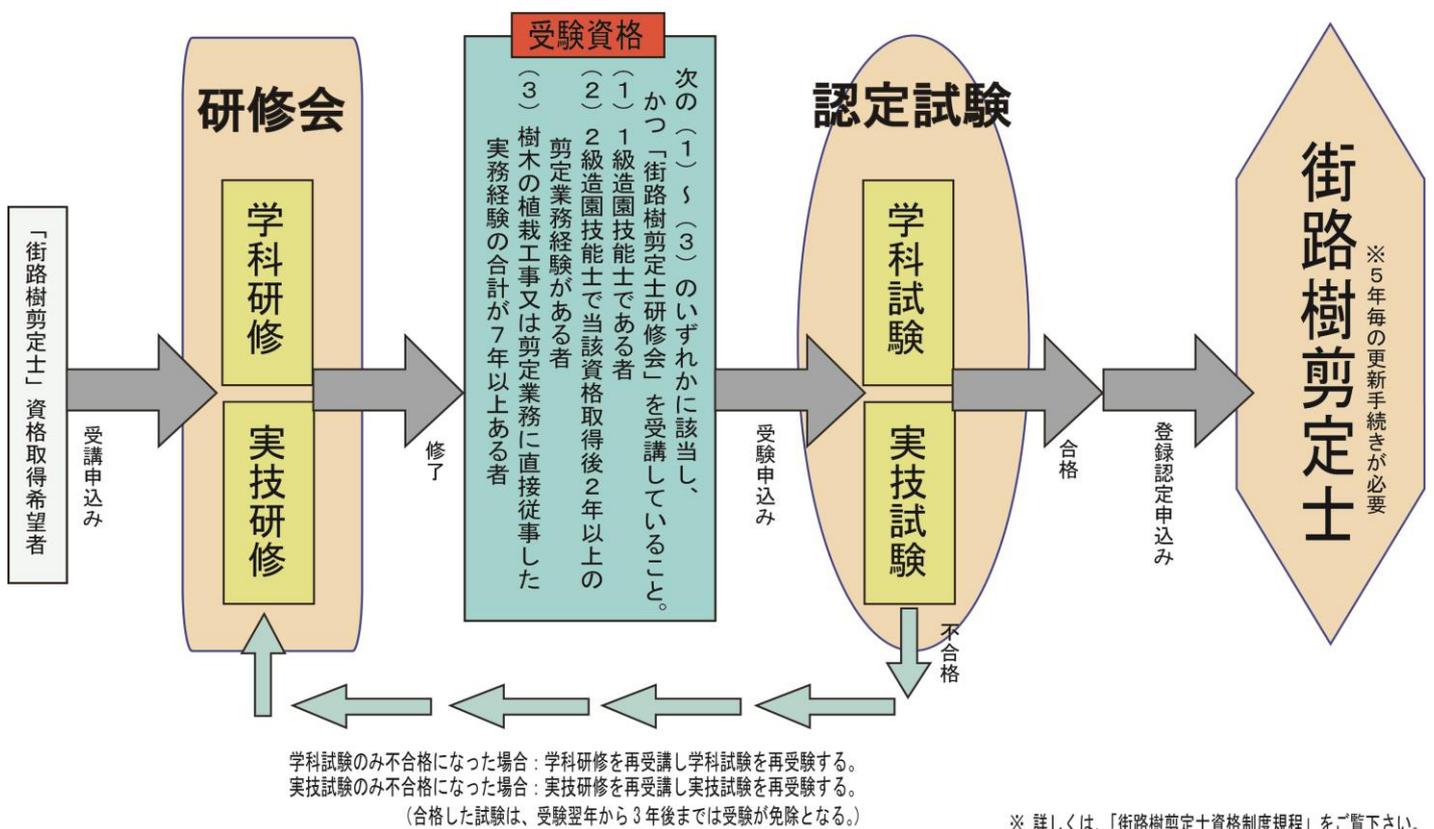
事 項	募 集 要 領				
開催日時	学科研修	令和5年11月29日(水) 9時00分～15時30分			
	学科試験	令和5年11月29日(水) 15時30分～16時30分			
	実技 研修・試験	令和5年12月6日(水) 9時00分～16時00分			
会 場	学科研修・試験	埼玉建産連研修センター 1階 101会議室 さいたま市南区鹿手袋4-1-7			
	実技研修・試験	さいたま水上公園内駐車場 上尾市日の出町4丁目			
受験資格	<p>「フルハーネス型墜落制止用器具」特別教育を受講かつ次のいずれかを満たすこと</p> <p>① 造園技能士1級 ② 造園技能士2級(2年以上の剪定業務経験が必要) ③ 樹木植栽工事又は剪定業務の実務経験7年以上</p>				
学科・実技試験 合格の有効性	学科・実技試験のいずれか一方合格の場合は、翌年度から3年間の内にもう一方を合格すれば認定されます。				
定 員	25名 (定員になり次第、締め切らせていただきます。)				
受講・受験料 (テキスト代含)	所属	学科研修	学科試験	実技研修・試験	全部受講・受験(税込)
	日造協会員	6,600円	5,500円	16,500円	28,600円 うち消費税(10%)2,600円
	埼玉協会員	16,500円	5,500円	33,000円	55,000円 うち消費税(10%)5,000円
	その他一般	16,500円	5,500円	33,000円	55,000円 うち消費税(10%)5,000円
申込方法	<p>受講・受験料をお振込みの上、別紙申込書に必要事項を記入し郵送でお申込みください。</p> <p>送付先 (一社) 日本造園建設業協会 埼玉県支部 〒336-0031 さいたま市南区鹿手袋4-1-7 埼玉建産連会館6階 電話：048-864-6921 FAX：048-861-9641</p>				
振込先口座	<p>埼玉りそな銀行 さいたま営業部 普通預金 No. 3968046 一般社団法人 日本造園建設業協会 埼玉県支部</p>				
申込期限	令和5年10月31日(火) 必着				
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込者多数の場合、会員企業又は県内に所在する会社に属する者を優先します。申込み締切り後、受講票・テキスト等をお送りします。 ・ 実技研修・試験では、造園用フルハーネスが必要ですのでご持参ください。 				

・資格の認定

「街路樹剪定士研修会」において、日ごろ実践されている剪定についてより深く理解した後、「街路樹剪定士認定試験」における街路樹剪定士に必要な知識を問う”学科試験”と、実際に街路樹を剪定し技能・技術力を判定する”実技試験”を行います。

両試験に合格し登録認定を行うことにより「街路樹剪定士」と称することができます。また、登録認定料が別途 11,000 円（うち消費税 10% 1,000 円）必要となります。

街路樹剪定士になるまでのフロー



・受験資格

次の(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ「街路樹剪定士研修会」および「フルハーネス型墜落制止用器具」特別教育を受講した者。

- (1) 1級造園技能士である者
- (2) 2級造園技能士で当該資格取得後2年以上の剪定業務経験がある者
- (3) 樹木の植栽工事又は剪定業務に直接従事した実務経験の合計が7年以上ある者